

《論説》

長野県内矯正施設参観報告
—治療的法学と矯正過程の接点—

島 亜紀 (朝日大学法学部准教授・センター客員研究員)

1 はじめに

2023年9月13日(水)から15日(金)、成城大学治療的司法研究センターに関わりのあるメンバー(共同研究者、客員研究員、大学院生)で長野県内の3つの施設の参観と施設職員との意見交換を実施した。本報告はその記録である。13日には有明高原寮に計4名で、14日と15日には長野刑務所と松本少年刑務所に、途中参加したメンバー1名を加え計5名で訪問した。3つの矯正施設¹は、少年院、(成人)刑務所、少年刑務所という異なる種類の矯正施設であり、それぞれの施設の目的に沿った処遇の内容について、少年や受刑者と日々接しておられる職員の方々から直接お話を伺えたことは非常に貴重な体験であった。以下では、まず、施設ごとの参観記録を順に記し、最後に、治療的法学の観点から矯正過程を振り返り、治療的法学の矯正や更生との関わりについて考察を行う。

2 有明高原寮 (9月13日)

2.1 概要

有明高原寮は、穂高駅からは離れた北アルプスの山麓にあるため、公共交通機関を使ってアクセスするのが簡単ではない。しかし、当日はご親切にも寮のマイクロバスを手配してくださったため、穂高駅を12時すぎに出発し、田園風景と安曇野の小さな美術館やお店の側を通り抜け、その中の一角に建っている高原寮に辿り着くことができた。筆者は、実は旅行で何度もこの辺りを訪れていたが、高原寮が住宅地や旅館やお店から距離が離れることなく、まるでどこかの研修施設かと思うように周りに馴染んでいることにまず驚いた。実際、この施設で緊張感を抱くことは、施設に足を踏み入れて退出する最後まで一度もなかった。寮内の案内をしていただいた際には、扉や窓の鍵も普通の住宅と同じように内側からかかる構造で、トイレでさえ内側から鍵がかかるんですよという説明を受けた。スタッフとしては、中で何かあったらという心配もないわけではないが、信頼関係の上に

普通のトイレと同じ構造になっているのだということであった。厳重な警備体制が敷かれている通常の刑事施設とは対照的な「開放的処遇」である。

現在は、寮生が6名、寮の職員が6名の体制であり、昨年度に3名の職員が定年退職したのと入れ替えに平成生まれの若い職員が入ってきたとのことであった。高原寮に収容される対象となる寮生は、関東区信越・静岡県家庭裁判所で第一種少年院送致の決定を受け、短期間又は特別短期間の処遇勧告が付された14歳以上の男子が中心である。また、長野保護観察所の保護観察中に、第5種少年院送致の決定を受けた男子(18歳・19歳の特定少年のうち該当する男子)も対象となる。

2.2 矯正教育

有明高原寮の矯正教育は、5つの分野に分けて進められている。すなわち、生活指導、職業指導、教科指導、体育指導、特別活動指導である。特徴的なのは、少年が高原寮に来る前から担任を決定し、矯正教育の計画についても5日以内には最終決定までの過程を終わらせるようにしている(他の施設と比べてもかなり早い)ことである。個々の少年にとっての目標を早めに設定し、更生に向けた動機づけを与えることが重要だという理由からである。

生活指導は、自立した生活のための知識や態度を身につけるために実施されるものである。高原寮では、集団指導と個別指導を組み合わせ、集団生活の中で協調性、自主性、対人関係能力などを身につけることと、個別指導において個々の生徒の認知や行動の特性に応じた指導、被害者や家族や進路などに関して生じる個別の課題について指導が行われている。具体的には、寮生の特性に応じ、被害者の視点を取り入れた教育、薬物非行防止指導や性非行防止指導などが実施されている。また、生活指導の一環として、担任と寮生との信頼関係を早めに築くことが重要であるという考えから、少年が入院した後、たった2~3週間で、担任と院生の2人だけで近所の有明山神社周辺を散策し、近くの温泉と一緒に入り、語り合うということをしているそうである。なお、

寮のお風呂も温泉である。

職業指導は、勤労意欲を高め、知識と技能を身につけるものであり、資格の取得や職場体験を行うといったことが含まれる。職業指導の中心となっているのは、「アグリコース」であり、安曇野で特徴的なそばを栽培し製品化（製粉）し、蕎麦打ちをして自分たちで試食をするところまで行っているそうである。これには、地元のJAや農業法人、また、蕎麦打ちを教えてくれる地元の人たちの協力が不可欠であるとのことであった。さらに、木彫を学ぶ「クラフトコース」もあるが、冬季の限られた期間での実習であるため、学ぶ回数を確保するのが難しいこともあり、販売できるレベルにまで到達するのはなかなか難しいとのことであった。なお、高原寮では、入院した翌日から彫刻刀を持たせ、部屋の入り口に付ける名札を彫らせるそうである。そして、退院時には、その名札ももらって帰ることができるとのことであった。さらに、現在はコロナで中断しているそうだが、職場体験としては、寮の近くの介護施設に、寮生が（完全に一人で）徒歩で通勤し、介護の手伝いをするということもしていたそうである。

教科指導は、寮生の学力に応じた指導が行われるもので、義務教育、高卒認定試験などが実施されており、学習習慣を定着させることと、円滑に復学できるようにするための助走期間として位置付けているようである。この教科指導の一環として、退院後の学習継続に繋げるために、SIB（ソーシャル・インパクト・ボンド）事業²による学習支援事業を大いに活用しているとのことであった。高原寮が活用している民間組織は、東京に学校があることから退院後に利用できる者がある程度限られてしまうとのことであったが、学習支援に限らず、オンライン面接や社会生活上の不安についても相談に乗ってくれるといった支援体制があることを評価されているようであった。

体育指導や特別活動指導は、情操を豊かにし、自主性・自立性・協調性を育てることを目的として行われるものである。特別活動指導に関し、高原寮において特徴的なのは、一貫した「地域との連携」である。まず、社会貢献活動として行っているのは、穂高会館の清掃、道路の側溝の清掃、碌山美術館の薪割りなどである。少年たちは、この活動を通じて人とのつながりを体感し、社会の役に立っていると感じることで、自己肯定感を向上させることができるそうである。市民からは、「高原寮のお兄ちゃん」と呼ばれ、様々な活動をしている時に声をかけてくれる人もいるとのことであった。

音楽の先生として有明高原寮に長く関わっておられる

西山先生からお話を伺う機会があった。先生が、「ここに住んでいる人たちには高原寮と関わりたいと思っている人たちがたくさんいるんですよ」ということを言っておられたのがとても印象的だった。それは、寮生たちが早春賦音楽祭という市民音楽祭に参加し、市民と一緒に何曲もの合唱曲を歌うという地域行事への参加が続いていることにも表れている。歌合せができるのは、当日の演奏前をみの1回だけということだったが、拝見した動画ではどの曲でも見事な「合唱」であった。さらには、地域と共催での盆踊り、防災訓練、三九郎（どんど焼き）の実施などにおいても、地域での「居場所」を体感できる機会が非常に多く提供されているのが特徴的である。

2.3 その他（地域との連携と親子間の絆づくり）

地域において居場所を作るといこととともに重視されているのが、親子の絆を深めるための積極的なふれあい活動の機会を提供することである。少年たちの多くが親の元に帰っていくことを考えると、離れている間も親子間のより良い関係づくりと関係性をしっかり固めるための支援をすることの意味は重い。具体的には、電話を使い、休日や夜間の時間帯に親子間の近況の交換や進路相談などが行えるようにしている。通常は、平日の9時から17時といった時間帯であるが、保護者の方が出やすい時間帯に電話できるように配慮されているとのことであった。

また、もう一つ特徴的な取り組みが「親子合宿」である。これは、出院の概ね1ヶ月前に、少年の親（親の参加が難しい場合には、親類など代わりの方が来られることもある）が高原寮に来て一泊二日で実施するもので、一つの部屋で寝食を共にし、抱えている葛藤や不安、出院後の課題などを話し合い、円滑な社会復帰に向けて親子で準備をするためのものである。終了後には、臨床心理士である元心理技官による家族カウンセリングも実施しているとのことであった。親子で調理をするということも本当はやりたかったが、食中毒などの危険性があるため、そこは断念して調理専門の人が作ったものを食べてもらっているとのことだった。

2.4 社会復帰支援

有明高原寮は、社会復帰支援においても、一人一人に応じたきめ細やかな支援を実施し、様々な角度からの支援を並行して実施するとともに、家族からの相談にも懇切に対応している。この社会復帰支援において重視しているのは、帰住地調整や福祉的支援、就労や就学支援、

出院後の継続的なケアの提供を通じ、保護観察終了後も見据え、支援者同士が顔の見える関係を構築することだそうである。これらの取り組みによって、少年本人もその保護者も、出院後の不安を軽減することができ、それが再犯や再非行のさらなる低下の実現につながっている。この社会復帰支援に関する新たな取り組みとして、近年特に力を入れているものがあるとのことであったため、それらを紹介して有明高原寮についての報告を締め括りたい。

2.4.1 有明高原寮出院準備特別講座

まず、2022年より始めた取り組みとして、「有明高原寮出院準備特別講座」がある。これは、高原寮の寮生と、県外の少年院で長期処遇を受けている少年とが一緒になって生活や行動を共にし、社会復帰への準備をするための連続した12日間のプログラムである。土日にもプログラムが組み込まれているため、法務教官の皆さんにとっても一大イベントで、プログラム中は休暇が取れないため、終了後に休みを取るとのことだった。昨年度(2022年度)は計4回実施し、計11名の県外の少年院からの少年を受け入れている。この県外の少年院からの受け入れは、短期間の場合に取られる「仮収容」の形ではなく、正式に移送手続きが取られるため、「うちの生徒」として迎え入れているのだというお話だった。移送元は、多摩少年院や新潟少年院が多く、他には喜連川少年院や赤城少年院からも受け入れがあるとのことで、それ以外の少年院からも受け入れをしたいとのことであった。

この取り組みの目的は、一般社会により近い開放的な処遇環境の下で、各少年院で学んだ自主自立の姿勢、対人関係スキル等を実践的なプログラムを通じて定着させることにある。また、地域社会の人々との交流を通じ、健全な社会の一員としての円滑な社会復帰に繋げることも目的である。

まず、プログラムが始まる前、受け入れ体制の段階から丁寧に手続きが進められる。外部から少年を実際に受け入れる前に、受講する少年、少年の移送元施設の担任、高原寮で講座全体を管轄する寮副主任とが、遠隔での導入面接を1時間ほどかけて行うそうである。受け入れてからの生活やプログラムへの参加についても、内外の少年が混じり合った形で行われるため、初対面の人と話をしたり協同作業をしたりする練習になり、高原寮の生徒も外からの生徒の積極性などに良い刺激を受けているとのことであった。プログラムの内容は多岐に渡るが、次のような取り組みが含まれている。すなわち、課題解

決に向けた話し合い、被害者遺族の心情を理解する「ゲストスピーカー講話」、健全な社会生活の在り方を考える「少年院出院者の自助グループなどによる講話」、「ミーティング」、世代の近い人と「健全な考え方は」といったことについて話し合う松本大学BBSとの「いろいろ端集会」、自分たちで考えて準備、活動することを通じて自主性・主体性を伸長し、やり遂げることで責任感及び自己効力感を高める「山登りや野外炊飯などの野外活動」、奉仕と勤労の意義について考え、自主性・協調性を涵養する「県道の清掃などの社会貢献活動」、人とのつながりを体感し、受け入れられる存在であることを実感することで自己肯定感を高め、社会復帰への不安を軽減し、社会的な視野を広げる「地域の人々との協同作業や交歓会」などである。

また、治療としては、マインドフルネスの実践や、研修の後半では「クライシスプラン」の作成を治療的司法研究センターの東本客員研究員の指導のもとで行っているとのことであった。最後のプラン作成については詳しく伺う時間がなかったが、東本先生によれば、「少年たちはちゃんと不安になっている」とのことであった。不安になったり困ったりした時に、それらの不安を発信し、誰かの助けを求められることは、少年たちが再犯をすることなく、社会復帰していく上では重要なことであろう。その点で、本人の状態が安定している時に、将来、状況が悪化するなどの何か危機的な状況が起こった場合に自分自身でどのように対処ができるか、自分が何を希望しどのような目標に向かっていくのかを考える「クライシスプラン」の作成のための時間を持つことの意義は大きいように思われる(東本、2022)。

これらの多様なプログラムの中で、少年たちがやりたいこと・良かったこととして挙げているのは、第一に「野外活動」だそうである。野外炊飯の様子をビデオで見せていただいたが、教官が進め方や役割分担を事細かに指導して実施するのではなく、少年たちが自分たちで話し合って進めていた。伺ったお話によれば、以前、調理を希望するグループが2つに重なったことがあり、話し合いの結果、一方のグループが他方に譲ったということがあった。それは、譲られた側のグループの希望理由が、調理に苦手意識がありそれを克服したいというものであり、それをもう一方のグループが尊重したからだそうである。そして、良かったことの二番目は、「社会貢献活動」とのことであった。自分が役に立つことができるとの実感、社会とつながり、そこに居場所ができることの一人一人の人間にとっての意味の大きさを強く感じさせられるものだった。

2.4.2 社会復帰及び定着支援の強化

再非行を防止し、社会への定着を推進する新たな取り組みとしては、「支援会議」、SIB等を活用した修学・学習支援、ハローワークとの連携の3つがある。その中でも、特徴的な取り組みである「支援会議」について紹介したい。高原寮は、出院後の少年を中心とする人々の連携を構築するため、「支援会議」を全ケースにおいて実施している。これは、少年やその保護者、保護司、家裁調査官、心理技官、SIB事業者やダルクなど、その少年を支援する人々を一堂に集めて実施する、少年の復帰に向けた会議である。その実施においても、長野県にある高原寮に支援者を呼ぶのではなく、会場である帰住地の少年鑑別所の方に少年や教官が向う形で行っている。会議の前半の1時間は支援者のみでの話し合い、後半の1時間は少年も含めての話し合いをしているそうである。また、この機会に併せて電車に乗車しての通勤、通学体験等も実施して社会復帰のハードルを下げている。このように在院中に出院後のセーフティネットワークを構築しておくことが、再犯や再非行のさらなる低下、高原寮の更生率の高さに繋がっていることは想像に難くない。

有明高原寮は、学校のような、そして一つの家族のような空間であり、それを地域の人たちが見守っている「温かさ」を感じる空間だった。そのような空間を作っているのは、愛情と熱意を持って少年たちに接しておられる法務教官や職員の方々であり、その温かさや信頼を少年たちも日々感じて過ごしているのだろうと思われた。

3 長野刑務所（9月14日）

3.1 概要

長野刑務所は、長野電鉄須坂駅から歩いて行ける距離にある。この近さのおかげで、多くの質問が出て質疑応答が長引き、帰りの電車の時間にギリギリだったのだが、必死に走ってなんとか間に合うことができた。刑務所としては珍しく、外壁が灰色のみのコンクリートの壁ではなく、装飾が施されている。須坂は「蔵の町」として有名な場所であるため、それを模しているそうである。下から見ると、まず城壁のような石組みが一層、その上に「なまこ壁」の模様が施された層、そして白い壁が続くものとなっている。さらに2点、特徴的な展示物があったので紹介する。一つは、「裾花の薫」という文字が彫られた石碑である。これは、昭和24年9月に起こった裾花川の氾濫の際に、その救援活動に受刑者約1000名が出動し、9日間で堰き止めを完成したことへの感謝

として作られたもので、刑務所の場所が移転した際にその石碑も動かされたものである。その災害活動時の事故者（大きな怪我をした者だけでなく脱走者なども）がゼロであったというから驚きである。もう一点は、建物内に置かれている「母と子」の像である。受刑者の心の拠り所にといい、昭和44年の母の日に須坂ライオンズクラブなどによって贈られたものだそうで、背後の壁の窓はくり抜かれて光が採り入れられ、窓にはステンドグラスのような模様もあり、祈りの空間のような雰囲気である。資料によれば、ここで、毎年母の日には多くの受刑者が母子像にカーネーションを献花し、更生を誓っているとのことである。

3.2 収容者

収容対象となっているのは、20歳以上の男子で、犯罪傾向の進んでいない懲役受刑者（日本人と異なる処遇を必要とする外国人を除く）及び禁固受刑者である。収容定員は1059名のところ、現在は774名が収容されており、220名の職員で対応している。令和4年度犯罪白書によれば、令和3年の刑事施設の収容率の平均が50.5%（既決・未決を含む全体）であることと比較すると、収容率は比較的高い方である（法務省、2022a）。

受刑者の多くは初入者であり、96.3%を占めている。犯罪傾向の進んでいないA指標の者が多いが、執行すべき刑期が10年以上で犯罪傾向の進んでいないLA指標の者も28.1%存在し、無期刑の者も4%存在する。2022年3月に栃木県の黒羽刑務所が閉庁されたことから、そこからの受け入れの影響もあるとのことであった。収容者の刑期の平均は7年4月であり、最短は4月、最長は無期である。

収容者の平均年齢は48歳、最低が24歳で最高が88歳である。年齢別の収容状況を見ると、26歳未満が0.4%（3名）、26歳から29歳までが9.3%（72名）、30代が24.2%（188名）、40代が24.7%（192名）、50代が18.9%（147名）、60代が11.2%（87名）、70歳以上が11.4%（89名）となっており、30代と40代が半分を占める。身体及び精神に疾患を有する者の分布は、「なし」が最も多く42.9%（334名）であるが、日常生活における基本的な動作に支障があって処遇上の配慮を要する者は全体で6.7%（52名）を占めている。後者のグループに関しては、作業を同じように進めることが難しいため、車椅子のまま作業ができるように空間を広めに取り、座椅子に座って作業ができるようにするという配慮がされ、別の作業場で作業にあたるということがなされていた。また、居室にも、排泄に困難のある人

の居室にはシートを引いて掃除をしやすくし、できる限り気持ちよく過ごせるようにする、義足の人は布団の上げ下げが困難なのでベッドを入れるなどの対応がなされている。

令和4年度版の犯罪白書によれば、全国の刑事施設における入所受刑者総数に占める高齢者の比率（高齢者率）は13.8%（令和3年）である（法務省、2022b）。一般的には65歳以上が高齢者とされるため、長野刑務所においても65歳以上の者を70歳以上の者と加えて計算すると、高齢受刑者の割合は更に増える可能性がある。上記の刑務作業において、高齢者や障害者は身体が思うように動かないから作業をしなくて良いということにしてしまうと、身体がますます動かなくなってしまうそうである。したがって、リハビリのためにも作業に向かうこと、そしてそれが認知症予防にもつながるのだということであった。

3.3 入所から出所まで

入所から出所までの過程は、一般的な刑務所と同じである。すなわち、(1) 刑執行開始時の指導等、(2) 処遇調査、(3) 矯正処遇、(4) 釈放前指導、(5) 社会復帰支援（就労支援、福祉的支援）を経て出所となる。入所後、最初に行われるのは、入所した受刑者の精神的安定を図るための指導である。同時に、医学・心理学・教育学・社会学等の専門的知識と技法を用い、受刑者の資質や適性等を調査して個々の受刑者の処遇要領が策定される。

3.3.1 矯正処遇

こうして作成された処遇要領を元に、矯正処遇が進められる。矯正処遇は大きく3つに分けられ、刑務作業、改善指導、教科指導がある。刑務作業のうち生産作業としては、金属組立、洋裁作業、革製品製造等を行っている。婦人靴やそば殻の枕の作成、機織り機を使ったマフラーやストールの製作もあり、最後の機織り機による作品はふるさと納税の返礼品としても指定されているそうである。作成までに時間がかかることから、人気の製品となっており、見つけられたらラッキーなのだそうである。

3.3.2 職業訓練

職業訓練としては、介護福祉科、建設機械科（小型建設機械課程）、フォークリフト運転科、ビル設備管理科、ビジネススキル科の5科目が準備されている。長野刑務所の収容者からの応募をもっと増やすことについては

課題であるが、ビル設備管理科においては外部施設からも募集している。特殊な科目については、講師を確保することが難しい場合もありえ、一箇所ですべて職業訓練を実施することは費用の面での工夫にもなるであろう。ただし、長野刑務所は開放施設ではないため、たとえば、介護の体験を外部施設で実施するというところまではできず、あくまでも内部での知識習得や実務演習の実施にとどまっているということである。

3.3.3 就労支援

改善指導や教科指導については、通常の刑務所と共通する内容であるため省略する。以下で紹介するのは、長野刑務所において効果を挙げている「社会復帰に向けた就労支援」である。説明資料として、平成18年から令和5年までの就労支援実施状況推移（年度別）のグラフを見せていただいたが、平成26年を境に刑務所内での内定者数が増え（5名）、平成27年に大幅に増加し（16名）、その後は31名→23名→20名→35名→36名→42名→28名（令和4年度）と推移してきている。コロナの影響で少し下がった年もあるものの、平成25年度までの所内内定者がほぼ0人で推移してきたことと比較すると顕著な増加である。一方、出所後の就労状況については、ハローワークの定期報告が平成31年4月以降中止となっているようで、正確な数値の把握ができず残念なところである。しかし、就労支援を実施した総数に対し、所内内定または出所後就労が実現した者の割合は、平成27年以降は5割近く（平成27年、令和元年など）、年度によっては9割を超えている（平成28年、29年）状況である。

このような変化が生じているのは、長野刑務所が平成27年度から「就労支援強化矯正施設」に指定され、就労支援事業による矯正施設とハローワークとの連携が一層強化されたことによるものとのことである。矯正施設に在所している間に就職の内定を確保することを目指し、ハローワーク職員を駐在させ、施設の就労支援スタッフとの協力の下で就労支援に取り組むようになったことが確実に成果となっているようである。具体的には、企業説明会や採用面接を所内で実施すること、ハローワークからの求人一覧表の工場への備え付け、コレワーク（矯正就労支援情報センター）の活用などがなされている。

また、出所3か月前から実施する通常の就労支援の他、長野刑務所独自の取り組みとして令和4年度まで実施していたのが、「就労支援セミナー（再就職準備セミナー）」である。これは、今後の生き方や個人のキャリア形成について考えるきっかけとするために、外部講師であるキ

キャリアコンサルタントに依頼して行っていたものである。具体的には、就労の重要性、自己・仕事理解、キャリアデザイン、応募書類作成、ビジネスマナー、面接対策やグループディスカッションなどが実施されていた。

長野刑務所の会議室で出していたお茶のコップの下に敷かれたコースターが美しく、参観者の間でも目を引いた。これは、長野刑務所が発注し、他の刑務所の受刑者において製作したものである。購入できないのが残念であったが、職員からデザインを募集したもので、須坂から見える三つの山、特徴的な蔵の壁、長野刑務所の文字や配色がバランス良く取められており、とても素敵なデザインだった。このデザインを使用した刑務作業製品の開発を検討しているとも聞いており、きっと数年後には市民の人が刑務所作業製品として手に取り、函館の「マル獄シリーズ」のように人気を博すに違いない。

4 松本少年刑務所 (9月15日)

4.1 概要

松本少年刑務所は、松本駅から信州大学方面のバスに乗り、信州大学からすぐのところにある全国でも6つしかない少年刑務所の一つである³。少年刑務所の収容対象者は、主に26歳未満の成人受刑者(Y指標)であり、26歳以上の成人受刑者も一部含まれる。また、現在は収容されていないが、16歳以上20歳未満の少年受刑者(J指標)も収容対象になる。さらに、松本少年刑務所は、B指標(犯罪傾向の進んでいる者)を収容する施設として位置づけられている。

4.2 収容者

松本少年刑務所の定員は414名であるが、現在は143名と34.5%の低い収容率となっている。平均年齢は29.6歳、最低が21歳、最高が74歳で、23歳から25歳の者が54%を占める。刑期は3年以上5年未満の者が31.4%と最も多いが、無期刑の者も収容されている。罪名のうちで多いのは財産犯が40.9%と最も多く、凶悪犯も27%を占める。薬物は3.6%と割合としてはそれほど多くない。入所回数は一回目の者が71.5%と多く、二回目(18.2%)、三回目(5.8%)、四回目以上(4.4%)と続く。平均入所回数は1.5回である。なお、受刑者の少年院入院歴は、「なし」が36.5%と最も多く、一度(23.4%)、二度(33.6%)、四度以上(0%)であり、平均入院回数は1.1回となっている。

学歴は、中卒(40.9%)、高校中退(46%)、大学中

退(2.2%)、大卒(1.5%)となっており、高校卒業資格を持たない者が全体の9割に迫る数字である。これは、落ち着いて勉強する環境になかった少年たちが非常に多いことの表れであると考えられ、松本少年刑務所の強みである教育処遇の意義や役割は非常に大きいと思われる。

4.3 矯正処遇

4.3.1 刑務作業

生産作業としては、木工、印刷、金属、洋裁などがあり、フクロウやカエルの木彫りの置物の製作、コロナ禍では、企業と作業契約して医療用ガウンを製作した。また、職業訓練として、工芸科、自動車整備科、電気通信設備科、内装施工科及び情報処理技術科の5種目が実施されている。取得できる資格は、自動車整備士、第二種電気工事士、MOS(マイクロソフト・オフィス・スペシャリスト)などである。冬用タイヤの交換や手作業での洗車は民間利用も多いとのことであった。近くに住んでいたならば是非お願いしたいものである。松本少年刑務所では、職業訓練への受講希望者が少ないといった課題は聞かれなかったが、外部からの受講生の受け入れもあるそうである。さらには、地元の企業の協力で工場でのシメジ栽培を外部通勤作業として実施しており、企業側の要請で1名を送り出しているとのことであった。

4.3.2 改善指導

松本少年刑務所は、性犯罪再犯防止指導の実施機関であるため、他から移送されてプログラムを受講している受刑者も受け入れているとのことであり、高密度・中密度・低密度のすべてのプログラム⁴を実施しているのが特徴的とのことであった。

4.3.3 教科指導

松本少年刑務所において全国的に有名なのが、刑務所内に存在する唯一の中学校、「松本市立旭町中学校桐分校」である。この中学校は、一般の中学生が通学する旭町中学校の分校であるため、刑務所内で行われる入学式や卒業式には、旭町中学校の教諭(校長、教頭、分校担当の教諭)も参加する。ここでは、全国の刑務所から義務教育を終えていない又は学び直しを希望する受刑者を集めて中学校教育を行っている。定員は10名程度であるが、令和5年の在籍者数は3名とのことである。これまで773名もの卒業生をここから送り出しており、学ぶ生徒の平均年齢は39.7歳だそうである。歴史も長く、昭和28年当時に受刑者の8割が就学不足だったこ

とから始まったものである。桐分校に通う生徒は刑務作業を免除され、さらに勉強時間を作り出すために消灯時間を通常よりも一時間延ばすことが認められ、21時50分まで学べる配慮がされている。中学校で学ぶ13科目を一度に集中して学ぶため、毎日10時間を超えて勉強に励むという受験生のような生活をしている。桐分校に置いてあった国語辞典はボロボロであり、使い込まれた辞書に生徒の学ぶことへの熱意が現れているように感じた。ちなみに、図書室にあった本の冊数は、11,600冊ほどであったが、利用状況や地元の公立図書館からの本の借り入れ体制の有無などについて、質問をし忘れたのが残念であった。

なお、桐分校よりもさらに基礎的な内容の教育を提供するものとしては、十分な学力を得られていない者に対し、小学校高学年程度及び中学2年生程度のコースを設け、補習教科指導を行うということもなされている。

さらに、松本少年刑務所では、通信制の高等教育を受けられる機会も提供されている（「桐教室」）。これは、長野県松本筑摩高等学校の協力を得て、全国の刑務所から高校教育受講希望者を募集・選考し、通信制による高校教育を受講させ、卒業資格を取得させるというものである。3年間かけて在籍するコースで、高校卒業に必要なすべての単位を刑務所の中で取得でき、スクーリングは筑摩高等学校の教諭が来てくれるそうである。ただし、一度だけは高校を直接訪問する機会もあるとのことである。

このように小学校高学年から高校レベルまでの教育をカバーしている松本少年刑務所であれば、大学教育にまで拡大することが可能なのではないかと期待してもおかしくはないだろう。アメリカなどの一部の国においては、刑務所の中で大学教育を受け、単位取得が可能なケースもある。このような高等教育を提供する意義については、教育レベルが高い受刑者ほど再犯をした場合のコストが高くなるために再犯を回避しようとする、教育は個人をより我慢強くさせることにも繋がることなど、教育がもたらす効果も指摘されている⁵。当日は、松本少年刑務所で提供している教育を大学教育の提供にまで拡大していくことは難しいのかという質問をしたところ、驚いたことに、個人が私費でという状況ではあるが、既に放送大学の通信教育を受講している受刑者がいるそうである。令和に入ってから始まったもので、現在は全科履修生が3名（高校卒業資格が必要）、科目等履修生が1名いるとのことであった。昼間は刑務作業などがあってテレビで放送大学の番組を見るということができないため、夜間の時間を使い、DVDやCDを使って学んでいるそうである。個人の予算で行っているも

のため、職員の人は設備を提供する手伝いをしているのみとのことである。オンライン教育でも大学を卒業できる時代である。資金を国の税金で賄うのか、寄付を募るのかといった問題はあろうが、さらに大学教育に進みたい、学び続けたいと希望する受刑者に大学教育が提供される時代が日本でもいつか来るかもしれないという希望を持たずにはいられなかった。高等教育を提供する大学にとっても、真に教育を必要とする人、更生のために学ぼうとする人に教育の機会を提供することは、大学が果たすべき重要な役割の一つであろう。

4.3.4 行事

行事として実施しているものとしては、桐分校の入学式と卒業式の他、「青春メッセージ発表会」（各自が書いた作文を発表するもの）や「二十歳の集い」がある。成人年齢が引き下げられたため、「成人式」という名称が使えなくなったそうで、この名称になったとのことであった。これらの行事には、地元の民間協力者も参加してくれるそうである。たとえば、松本少年刑務所「少年母の会」⁶のメンバーとは、計5回の文通をする、反則がなかった人に日用品の贈呈をしてもらうなどの関わりがある。実際にメンバーとして活動しているのは10名程度とのことだったが、「少年母の会」の登録者数は650名ほどおり、その人たちからの会費で上記の日用品などの支給が賄われているとのことであった。登録者の人数が驚くべき数字で、聞き間違えたかと再度数字を確認してしまうほどであった。

最後は、刑務所作業製品提示場にて、このブックカバーの柄は前にはなかった新しい柄などと教えてもらいながら、皆で楽しくおみやげを買い、松本少年刑務所を後にした。

5 おわりに

最後に、治療的法学（therapeutic jurisprudence：以下TJと記す）の観点、特にそれが矯正や更生とどのように関わるのかという観点から、この度の矯正施設の参観を振り返り、本稿を締めくくりにしたい。

TJに関する定義やその内容については、本ジャーナルの論稿⁷においても紹介されているところであるが、ここでもう一度簡単に振り返っておきたい。この司法理論の創案者の一人であるブルース・J・ウィニックによれば、TJとは、治療的主体（therapeutic agent）としての法の役割について探求する学問である（Winick, 1997）。法が「治療的主体」であるということの意味は、法それ自体がまるでセラピストや治療的主体であるかの

ように機能していると見ることができるといことであり、TJはこの洞察から生まれた考え方である。法的ルールや法的手続き、弁護士や裁判官などの法実務家が果たしている仕事というのは、しばしば、治療的あるいは反治療的な結果を生じさせるような社会的な力となりうる。TJは、このような（法実務家の実践も含む）法がもたらす治療的・反治療的な結果に着目し、その法の反治療的な効果を減らし、どうすれば法の治療的な効果を高めることができるのかについて探求しようとするのである。そして、以上のようなTJの司法観が実現された法システムが、治療的司法（therapeutic justice）である。

ここで、注意が必要なのは、「治療的（therapeutic）」という言葉の意味についてである（指宿、2021）。ここでの「治療的」という言葉は、「結果として、個々人の身体的・精神的な健康や幸福（well-being）をもたらしようとする」（Winick, 1997, p. 189）という意味で用いられており、治療という言葉から抱いてしまう可能性のある「犯罪を病気と捉え、その病気をもつ人に強制的に治療を施し、矯正する」というイメージとは全く異なることに注意が必要である。この点について、ウィニックは、TJの司法観に対する批判に答える形で触れている。TJは国家がパターンリスティックな介入を推奨するわけではなく、あくまでも個人の同意をもとにした選択、個人の自律性を重んじる。罪を犯した人が更生するためには、更生に向かう本人の準備（readiness for rehabilitation）が不可欠である。そのような更生への準備の手助けをするのが治療的司法であり、本人のためになるからと言って、その意思を無視してパターンリスティックに介入する考えとは異なるというのである（Winick, 1997, 2003; Wexler, 2019）。さらに、TJは憲法的価値や正義の原則を軽視するわけではなく、それらと矛盾しないやり方で、その範囲内で司法システムをより良い方向に変えていこうとする理論である⁸。

治療的司法の特徴は、刑罰を目的とした伝統的な刑事司法観に対して、被告人が背後に抱えている様々な問題に着目し、そのような問題の解決を学際的に（法的、経済的、福祉的、医療的、心理的になど、その人の必要に応じて）支援しようとする点、そして、そのことで再犯を防止し、更生へと繋げる点にある。このような治療的司法が実践されている場としては、欧米諸国において展開されているドラッグ・コート（薬物専門法廷）、DVコート（ドメスティック・バイオレンスを伴う逮捕者を対象とした専門法廷）やメンタルヘルス裁判所などの問題解決型裁判所（problem solving court）がある。こ

れらは当初、TJの司法理論や治療的司法とは別に、司法の場での実践として北米や欧州を中心として世界中で広がってきたものであるが、現在では、TJはこのような問題解決型裁判所の理念的基盤を提供しうるものとして位置づけられるようになってきている（指宿、2023）。

このようなTJの理念に基づく手続きや手法は、日本における公式の司法過程には導入されていない。しかし、TJの理念が取り入れられている取り組みは日本でも既に存在する（指宿、2016；中村、2017）。ここで一つ一つを取り上げて紹介することはできないが、たとえば、2013年に始められた検察庁による「入口支援」はその一例であると指摘される（指宿、2020）。被疑者が不起訴処分を受けた場合に、それで終わらせるのではなく福祉的支援へと繋げ、再犯を防止しようとするこの社会復帰支援の取り組みは、刑罰中心主義から犯罪者の更生を見据えた刑事政策の転換の表れであると評価されている。

他の例としては、少年法の領域において、TJの司法観と繋がる手続きや側面が多々あることが挙げられる。後藤（2016）は、近年の少年司法の刑事裁判化の動きが少年司法において治療的司法を展開するための阻害要因となっていることを指摘しながらも、少年司法とTJの司法観との共通点について次のように述べている。少年司法の手続きは少年の更生へ向けられており、少年の非行行為の背後にある問題を明らかにし、それらの問題に介入することで、少年の成長発達を促し、再非行を防止するという理念と実践である点でTJの司法観と一致する。さらには、刑事裁判と比較した場合、少年司法の手続きにおいては、法律家だけでなく家庭裁判所調査官や保護観察官などの多職種の専門家が関与する可能性が開かれている点でも、TJの理念や実践との共通性が見出されるというのである（後藤、2016, pp. 79-80）。

では、以上のようなTJの理念は、刑務所や少年院などの矯正施設、社会復帰に向けた更生の現場における教育や処遇においては、どのように展開されるのだろうか。TJやその理念に基づく治療的司法は、これまでは矯正施設に委ねられていた更生保護や更生への支援を早い段階から司法手続きの中で実現するものである。すなわち、司法手続きを被告人に対して刑罰を付与するためのものものとして捉えるのではなく、早い段階から被告人が抱える様々な問題に焦点を当て、被告人の更生を助けるために積極的に関わることを可能にする機会と捉えるものである（指宿、2016, p. 58）。このような被告人にとっての精神的・心理的幸福の促進や更生を重視するTJの考え方からすれば、問題を抱えて罪を犯すに至った人たちが矯正施設に送られることをできる限り回避

して、他の方法や手続きを用いてその人の問題を解決しようとする考え方に親和性がある。既に見てきたように、刑事施設に収容させずに福祉的支援を提供し、社会復帰を進めるための手助けをする「入口支援」、あるいは、司法手続きの中のプログラムの一環として刑事施設への収容ではなく治療や問題解決のためのプログラムの選択を促す「問題解決型裁判所」は、いずれも矯正施設への収容を避ける方が本人の社会復帰や更生や再犯防止のためにより良い選択であることが前提となっているからである。

しかしながら、矯正施設の最終的な目的は、罪を犯した人々の社会復帰であり更生である。そうであるならば、矯正施設において実施される教育・処遇のプログラムのあり方や、矯正施設の職員が受刑者たちとどのように関わることが受刑者の更生を促す手助けになるかを考える際にも、上で紹介してきたような TJ の考え方は検討に値するものであろう。そう考える理由は二つある。第一に、再犯の防止という観点から、刑罰よりも更生をより重視する刑事政策の理論的な基盤を提供しうからである。問題解決型裁判所が始まったきっかけは、刑罰を課して刑事施設に収容しても、また同じ人が再犯を繰り返して裁判所に戻ってくるという「回転ドア」現象を止めることであった。日本においても、初犯者が減少しているという状況を鑑みても、再び罪を犯して刑事施設に戻ってくる受刑者の割合（再入者率）が2021年度には57.0%と未だ高いままである（法務省、2022c）。このように再犯を防止するための入口・出口支援といった政策は、伝統的な刑罰中心主義の刑事司法観によっては説明できず、犯罪者が抱える問題の解決やそのための支援を中心に据えた新たな司法観が必要であり、TJ の考え方はその基盤となる理論を提供しうる。

第二の理由は、2025年6月に施行する「拘禁刑」によって、これまでの懲役受刑者の刑務作業が義務ではなくなり、個々の受刑者の特性に応じ、更生に向けた指導や教育により多くの時間をかけることが可能となることと関係する。この改正により、既に2006年の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」により実施されてきた、個別処遇の原則の下での改善指導や教科指導がより一層充実化されることが考えられる。ただし、このように施設内において指導や教育を実施する場合には、パターンリスティックな処遇矯正となりかねず、受刑者の主体性や自律性を奪うことになり、それらの処遇の効果が減じられるといった問題と同時に憲法上の人権保障との衝突の問題が生じかねない⁹。治療的司法において議論となっているように、更生のために支援する側の裁量

と適正手続きとの調整の問題もある。これらの問題を考える上で、前述した TJ や治療的司法をめぐる議論が参考になると考えられる¹⁰。

ウェクスラー（2019）は、ある国の法システムが TJ に親和的であるか、もしくは、TJ に対する準備が整っていると考えることができるかどうかは、TJ 的な法律実務や技法を既存の法システムに取り入れることが許されるかどうかによって判断されると述べている。この点で日本の矯正施設における状況について見てみると、TJ 的な取り組みは徐々に広がってきていると評価できるように思われる。今回の矯正施設への参観の中でも見られたように、少年院における様々な取り組みは非常に TJ 的である。たとえば、開放的処遇や更生のための自主的なプログラムの実施、有明高原寮出院準備特別講座のような中間施設的な取り組み、地域社会や一般市民との交流の機会の提供、自分自身の問題と向き合うためのプログラムの実施、出院後の少年の更生を支援する関係諸機関との連携などである¹¹。

また、2006年の「刑事施設及び受刑者の処遇等に関する法律」の施行により、「刑務作業中心の処遇」から「矯正教育も重視した処遇」へと転換し、さらに2026年からの拘禁刑への一元化によって受刑者の社会復帰や更生に向けた処遇の充実が図られようとしている。再犯防止の観点からは、2012年の犯罪対策閣僚会議による「再犯防止に向けた総合対策」を受け、長野刑務所で2015年から開始したハローワークとの連携のように、出所後の社会復帰に向けた就労支援に重点が置かれている。高齢者や障害のある出所者を福祉サービスに繋ぐ「地域生活定着支援センター」の設置や、矯正施設への福祉専門官の配置といった福祉的支援も進められてきている。

さらには、教科指導についても、松本少年刑務所と盛岡少年刑務所では近隣の高等学校の協力により、高等学校の通信制課程の教育を受けられる制度が整えられており、また、2007年からは刑事施設内における高等学校卒業程度認定試験の実施が開始しており¹²、松本少年刑務所においては、私費の範囲ではあるが放送大学の通信教育の受講にまで広がっている。

このように矯正施設の様々な場面においても、罪を犯した人たちに関わる者が支援者として、それらの人々の更生のために、彼（彼女）らが抱える問題に向き合い解決するための手助けをするという TJ 的な実践は、日本でも蓄積されてきていると言える。そして、拘禁刑の創設により、矯正の現場における処遇や教育に対する捉え方は、より一層個々の受刑者の更生に向けられたものに

なり、そのような実践を支える理論的基盤として TJ の考え方はより一層重要になると思われる。さらには、応報刑から教育刑への刑罰の捉え方の軸足の転換は、これまで処遇や教育に直接携わってきた作業技官や心理技官、法務教官といった専門職員だけでなく、刑務所職員の大半を占める刑務官にも影響を及ぼし、意識変革をもたらす可能性がある。個々の受刑者の特性に応じ、その更生に向けた処遇や教育を個別に実施していくためには、これまで刑務作業の実施を担ってきた刑務官の協力が不可欠だからである。

矯正施設の役割が変化し、社会復帰や更生に向けて社会との連携がより強くなっていくとき、そのような矯正施設の開放的処遇を可能にし、社会との壁を低くし、地域との繋がりを可能にしていくのは、少年や受刑者たちが教育や更生によって良い方向に変わっていけるということ信じ受け入れる「社会の寛容さ」である。有明高原寮と様々な形で関わろうとする地域の人たち、松本少年刑務所の桐分校の生徒たちとの交流を続ける中学生たち、松本少年刑務所「少年母の会」の支援登録者数が650名もいることなど、そのことは信州の地域の人たちと矯正施設やそこで過ごす人たちとの多くの関わりの中に見られた。非行や犯罪傾向のある者であっても、一般市民と同じように、人として変わっていける、やり直せるということ信じられるかどうか。試されているのは、施設にいる少年や受刑者だけでなく、むしろ地域社会の方であり、社会に住む一人一人の市民の側なのではないかということ強く感じた信州矯正施設参観ツアーであった。

【謝辞】

ご多忙のところ、有明高原寮では、有明高原寮長、首席専門官をはじめとする職員の方々に、長野刑務所では、庶務課長、首席矯正処遇官をはじめとする職員の方々に、松本少年刑務所では、統括矯正処遇官や法務教官の皆様をはじめとする職員の方々に、施設に関する資料作成やご説明、参観や意見交換の機会をいただき、心より感謝申し上げます。

注記

- ¹ 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘留所）、少年院、少年鑑別所、婦人補導院をまとめて「矯正施設」と呼ぶが、この参観で訪問した施設は刑事施設と少年院であるため、この名称を用いている。
- ² SIB 事業は、法務省が令和3年度から5年度まで（令和5年8月出院者まで実施）を事業期間として開始した非行少年への学習支援事業であり、外部の民間資金を活用し、官民連携による社会課題解決を目指す成果連動型民間委託契約方式を指す。法務省報道発表資料令和3年8月31日「ソーシャル・インパクト・ボンド（SIB）による非行少年への学習支援事業の実施について」https://www.moj.go.jp/hisho/saihanboushi/hisho04_00065.html（2023年9月17日アクセス）
- ³ 2017年に奈良少年刑務所が廃庁となったため、現存する少年刑務所は、函館、盛岡、川越、松本、姫路及び佐賀少年刑務所の6つである。少年刑務所の概要については、以下を参照。法務省「法制審議会少年法・刑事法（少年年齢・犯罪者処遇関係）部会第1分科会第2回会議配布資料」3頁。<https://www.moj.go.jp/content/001238150.pdf>（2023年9月17日アクセス）
- ⁴ 性犯罪者処遇プログラムの実施については、対象受刑者の再犯リスクと処遇ニーズと処遇適合性が調査・判定され、プログラムのコースが決定される。性犯罪再犯防止指導における指導は、オリエンテーション、本科プログラム及びメンテナンス・プログラムの順に行われる。コースは再犯リスクや処遇ニーズに応じて高密度、中密度及び低密度の3コースに分けられ、本科プログラムの全科目を受講するのが「高密度」、必修科目に加えて本人の処遇ニーズに応じて必要な科目を選択して受講する「中密度」及び必修科目のみを受講する「低密度」の3種類の指導密度のいずれかに指定される。法務省「平成27年版犯罪白書」https://hakyu01.moj.go.jp/jp/62/nfm/n62_2_6_3_1_1.html（2023年9月17日アクセス）
- ⁵ このような研究を紹介したものとして、島亜紀（2020）参照。
- ⁶ 松本少年刑務所少年母の会は、昭和29年7月、当時の所長の協力要請により、青年受刑者の激励及び援助活動を行うことを目的として、同援助活動に賛同した地域住民等によって発会されたものである。令和4年10月12日には、その活動の功績が認められ、令和4年度安全安心なまちづくり関係功労者内閣総理大臣表彰を受けている。
- ⁷ TJの創始者による論稿の翻訳として、デイビッド・B・ウェックスラー著、森村たまき訳（2019）「新たなワインを新たなボトルに：刑事手続きと実務提案に関する治療的法学の「法典（Code）」を素描する必要性」、治療的司法ジャーナル、(2)、pp. 6-16、ブルース・J・ウィニック著、森村たまき訳（2021）「治療法学と問題解決型裁判所」、治療的司法ジャーナル、(4)、pp. 10-29。
- ⁸ ただし、治療的法学の考え方が、法を形式的に適用する形式主義ではなく、裁判官による裁量を認め、法を個別化して適用しようとする試みである以上（Winick, 1997）、法を公平に適用すべきという意味での「法の支配」

(Winick, 1997) の概念との衝突の問題を避けては通れない。たとえば、治療法学的な法の実践と人権保障との関係、司法による治療のパターンリスティックな強制と本人による治療の自律的な選択との関係といった問題のように、慎重に検討すべき問題が残る。これらの論点については、稿を改めて論じることとしたい。

- ⁹ 問題解決型裁判所のように矯正施設の外で実施される様々なプログラムに比較すると、施設内で実施されるものはより強制的でパターンリスティックな要請が働く可能性が大きい。たとえば、問題解決型裁判所で実施されるプログラムは、本人の自律的選択に基づいて実施された方が効果的であること (Birgden, 2002)、また、これらの裁判所の裁判官がパターンリスティックな態度で対象者に接すると上手くいかないことが指摘されている (Winick, 2003)。TJ や治療的司法をめぐって蓄積されてきたこのような議論や検証結果は、それが状況の異なる矯正施設での実践において直接的に当てはまるものではないとしても、参考になると思われる。
- ¹⁰ (Birgden, 2002) 参照。同論文の中で、著者は次のように指摘している。TJ の理念やそれに基づく治療的司法は、犯罪者の更生を促すために、いかにして司法手続きを変えることが可能かについて、裁判所や仮釈放審査委員会に焦点を当てて検討してきた。しかし、そのような治療的司法のあり方や実践は、矯正保護制度に直接的に適用されることが提案されているわけではない。同論文において著者は、矯正施設の職員は、法的主体として反治療的ではなく治療的な役割を担うべきであると主張し、更生のための枠組みとして、TJ と「グッド・ライブズ」の考えに基づく7つの原理を提案している。この矯正施設における TJ の適用可能性をめぐる議論については、稿を改めて検討したい。
- ¹¹ 個々人の特性に応じた処遇を実施する少年院における矯正教育を参考にし、2022年からは刑事施設における若年受刑者を対象とした「若年受刑者ユニット型処遇」の試みも開始している。拘禁刑の創設により、「これまで作業が中心であった矯正処遇は、各受刑者の再犯防止を一層推進するべく、受刑者の自覚に訴えながら、これまで以上に受刑者の特性に応じた処遇を展開していく」こととなり、対話をベースとしたユニット型処遇は一つの処遇のあり方になり得るのではないかと評価されている。(法務省、2022d) 参照。
- ¹² 犯罪白書の平成7年版から平成18年版には、教科指導の内容として、黒羽または川越の「少年刑務所等では、意欲のある受刑者に高等学校卒業程度認定試験の受験指導を行い、受験の便宜も図っている」との文言が入っていたため、平成19年から刑事施設内で高等学校卒業程度認定試験が実施される以前より、支援が行われていたようである。

【参考文献】

- Birgden, A. (2002) 'Therapeutic jurisprudence and "good lives": a rehabilitation framework for corrections', *Australian Psychologist*, 37(3), pp. 180-186.
- 後藤弘子 (2016) 「少年司法と治療的司法」、刑事弁護、(87)、pp. 78-82。
- 本庄武 (2009) 「日本における受刑者処遇理念の変遷と今後の展望」、龍谷大学矯正・保護研究センター研究年報、6、pp. 31-46。
- 法務省 (2022a) 「令和4年版犯罪白書：2-4-2-2 図 刑事施設の収容率の推移」<https://hakusyol.moj.go.jp/jp/69/nfm/images/full/h2-4-2-2.jpg> (2023年9月17日アクセス)
- 法務省 (2022b) 「令和4年版犯罪白書：4-8-2-2 図 入所受刑者の人員(年齢層別)・高齢者率の推移」<https://hakusyol.moj.go.jp/jp/69/nfm/images/full/h4-8-2-2.jpg> (2023年9月17日アクセス)
- 法務省 (2022c) 「令和4年版犯罪白書：5-2-3-1 図 入所受刑者人員中の再入者人員・再入者率の推移(総数・女性別)」<https://hakusyol.moj.go.jp/jp/69/nfm/images/full/h5-2-3-1.jpg> (2023年12月31日アクセス)
- 法務省 (2022d) 「令和4年版犯罪白書」https://www.moj.go.jp/housouken/housouken03_00118.html (2023年9月17日アクセス)
- 指宿信 (2016) 「治療的司法とは何か」、刑事弁護、(87)、pp. 58-61。
- 指宿信 (2020) 「『治療的司法』の今とこれから」、法と心理、18(1)、pp. 14-20。
- 指宿信 (2021) 「therapeutic 概念に関するメモ」、治療的司法ジャーナル、(4)、pp. 30-31。
- 指宿信 (2023) 「外国文献紹介：発展する問題解決型裁判所とその評価のあり方」、治療的司法ジャーナル、(6)、pp. 45-52。
- 中村正 (2017) 「臨床社会学の方法(16) 治療的司法」、対人援助学マガジン、第28号。<https://www.humanservices.jp/magazine/number28> (2023年12月26日アクセス)
- 島亜紀 (2020) 「アメリカの刑事収容施設における教育プログラムの提供と The inside-out prison exchange program」、治療的司法ジャーナル、(3)、pp. 2-8。
- 東本愛香 (2022) 「司法精神保健における対話の取り組み：刑事施設における関わりの中で」、精神科治療学、37(10)、pp. 1075-1080。
- Wexler, D. B. (2019) 'The DNA of therapeutic jurisprudence', in Stobbs, N., Bartels, L. and Vols, M. (eds) *The methodology and practice of therapeutic jurisprudence*. Carolina Academic Press, pp. 3-13.
- Winick, B. J. (1997) 'The jurisprudence of therapeutic jurisprudence' *Psychology, Public Policy, and Law*, 3(1), pp. 184-206.
- Winick, B. J. (2003) 'Therapeutic jurisprudence and problem solving courts', *The Fordham Urban Law Journal*, 30(3), pp. 1055-1103. 翻訳として、ブルース・J・ウィニック著、森村たまき訳 (2021) 「治療法学と問題解決型裁判所」、治療的司法ジャーナル、(4)、pp. 10-29。